

報告第 32 号

歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年熊本県条例第47号）第15条の規定により、令和2年度の熊本県における歯科保健対策の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

歯科保健対策の推進

県民の健康の保持増進に寄与するため、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和2年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
1	歯科保健推進事業 (1) 歯の健康づくり(8020) 推進事業 (2) ヘル歯一元気8020支援事業 (3) 地域歯科保健推進事業 (4) むし歯予防対策事業 (5) 歯の健康づくり普及啓発事業	36,755	健康づくり推進課
2	医科歯科病診連携発展事業(がん診療)	2,984	健康づくり推進課
3	障がい児(者)口腔ケア事業	434	障がい者支援課
4	歯科医療確保対策事業	385	医療政策課
5	回復期医科歯科病診連携推進事業	2,626	医療政策課
6	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業	17,400	医療政策課
7	在宅歯科医療連携室機能強化事業	7,274	認知症対策・地域ケア推進課

8	在宅歯科診療器材整備事業	5,969	認知症対策・地域ケア推進課
9	歯科医師向け認知症対応力向上研修事業	666	認知症対策・地域ケア推進課
10	歯科衛生士による高齢者の自立支援事業	1,700	認知症対策・地域ケア推進課
11	健康教育推進事業	2,740 の一部	教育庁体育保健課
12	歯・口の健康づくり研究推進校の指定	— (ゼロ予算)	教育庁体育保健課